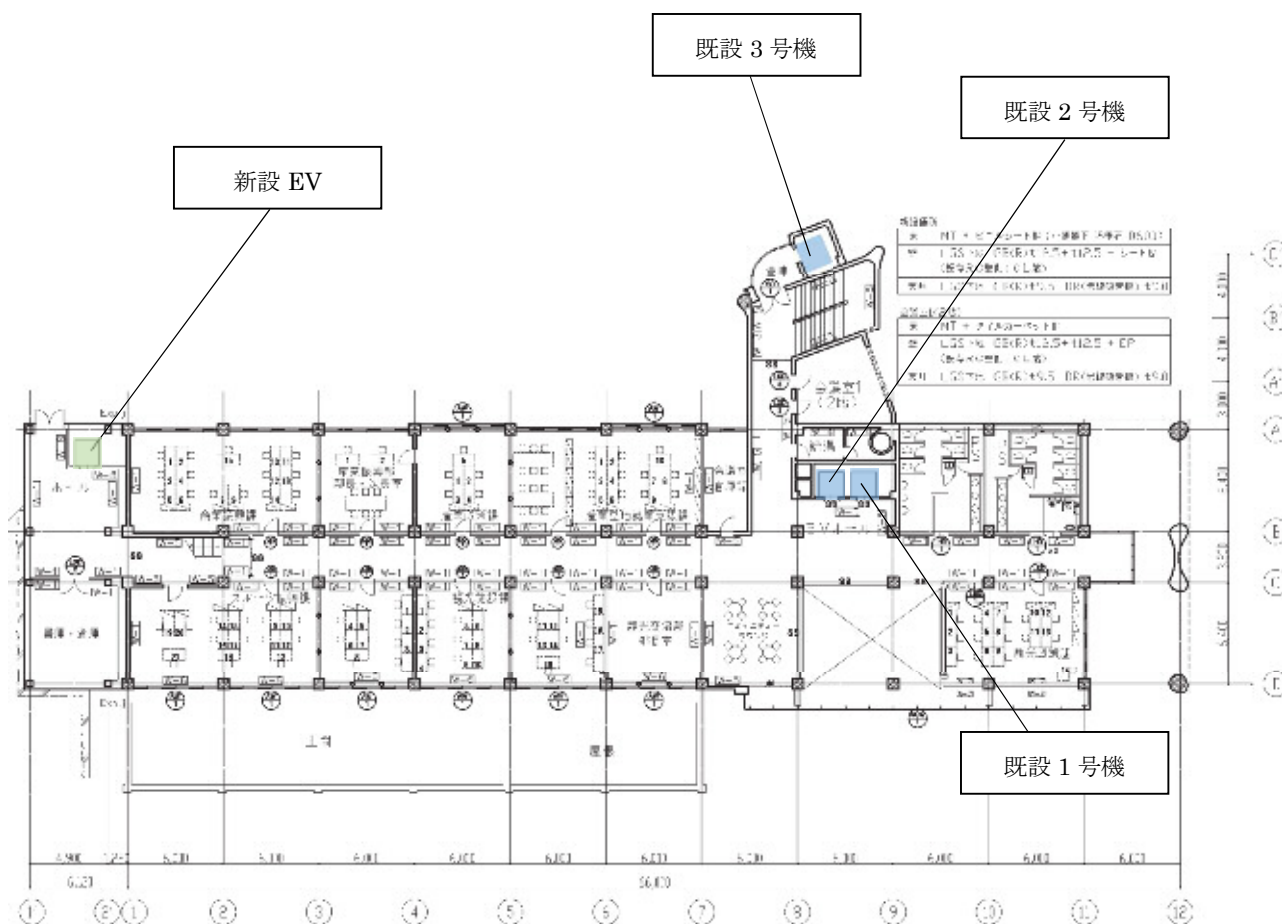


【 工事期間中に確保すべき EV 】



○工事期間中に確保すべき EV の考え方

工事期間中は以下のとおり、既設 EV1 号機及び 2 号機を確保すること。

既設 1 号機：常時（庁舎利用者用）

既設 2 号機：常時（庁舎利用者用）

※庁舎西側増築部の撤去・新設工事が、全体工程において早期に完成した場合は、必要に応じて部分引渡し等を受けた後に、新設 EV を使用できるものとする。